

鋼 船 規 則

規
則

P 編

海洋構造物等

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

15 章 消火設備

15.2 海底資源掘削船

15.2.16 操作準備及び保守

-4.を次のように改める。

- 4. 保守，試験及び点検については，次の要件を満足しなければならない。
- (1) 船上での保守，試験，点検は，IMO が策定した指針“Revised Guidelines for the Maintenance and Inspection of Fire Protection Systems and Appliances (MSC.1/Circ.1432)”“~~Guidelines on maintenance and inspection of fire protection systems and appliances (MSC/Circ.850)~~”を参考として，また，消火用の装置及び器具の信頼性の確保に配慮した方法で，実行されなければならない。

附 則

1. この規則は，2013 年 5 月 31 日から施行する。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P15 消火設備

P15.2 海底資源掘削船

P15.2.13 を次のように改める。

P15.2.13 ヘリコプタ施設に対する防災設備

- 1. 規則 15.2.13-1.(4)の適用にあつては、*International Civil Aviation Organization Airport Services Manual, part 1, Rescue and Fire Fighting, chapter 8, Extinguishing Agent Characteristics, paragraph 8.1.5, Foam Specifications table 8-1, level 'B'*を参照すること。
- 2. 規則 15.2.13-2.(3)に規定する泡消火設備は、規則 15.2.13-2.(3)の規定に加えて、
“ Guidelines for the approval of helicopter facility foam fire-fighting appliances ”
(MSC.1/Circ.1431) によること。

附 則

1. この達は、2013 年 5 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。